

横浜町高校生通学等助成金交付要綱

令和6年7月23日
教委訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、横浜町内の高校生、または特別支援学校の児童生徒が県内の高等学校等に公共交通機関や学校が運行する生徒専用スクールバス（以下「スクールバス」という。）を利用しての通学定期購入に係る費用や下宿等に係る家賃費用の一部を予算の範囲内において助成を行うことにより、保護者の負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通機関 不特定多数の人が利用する鉄道やバスなどで、所定の運賃を支払うことで乗ることができる交通機関
- (2) スクールバス 運行主体が高等学校を運営している団体（学校法人など）で当該高等学校への通学を主たる目的として運行しているバス
- (3) 下宿等 当該高等学校への通学を主たる目的として、親元を離れ、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設のほか、マンションやアパート、学生寮等
- (4) 家賃 賃貸借契約に規定する共益費や管理費を含まない賃貸料金

(助成対象経費)

第3条 JR大湊線、青い森鉄道、JRバス及びスクールバス等による最も経済的かつ合理的と認められる通学経路での通学に係る通学定期券購入費用、または当該高等学校へ通学するため、下宿等に係る家賃費用の実費に対して助成するものとする。

(交付対象要件)

第4条 本助成金の要件は、児童生徒の保護者が横浜町の住民基本台帳に登録され、かつ、横浜町での居住実態が認められる者で、次に掲げる各号のいずれかを満たすものとする。ただし、該当しない場合は助成額を調整する場合もある。

- (1) 町税等の滞納がないこと
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと
- (3) その他、通学費に対して国や県等の他の支援を受けていないこと

（助成対象期間）

第5条 助成の対象となる期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日とする。

- 2 前項で定めた対象期間において、第3条及び第4条の要件を満たさなくなったときは、助成金の交付を当該事由が発生した月までとする。

（助成金の額及び交付方法）

第6条 助成金の額は、別表1に掲げるとおりとする。この場合において、複数の公共交通機関を利用することを妨げないものとする。

- 2 助成金は、3月に交付する。

（交付申請）

第7条 交付申請者は、第4条に該当する者とする。

- 2 助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、横浜町長（以下「町長」という。）へ提出するものとする。ただし、下宿等の場合は、第1号様式及び第2号様式を提出するものとする。

- (1) 横浜町高校生通学等助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 家賃支払証明書（第2号様式）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（助成金の決定）

第8条 町長は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、横浜町高校生通学助成金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請受付期間）

第9条 申請受付期間は、別表2に掲げるとおりとする。

(返還)

第10条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、町長は助成金の全部または一部の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 定期券の払い戻しを受けたとき
- (3) この要綱に定める事項に違反したとき

2 申請者は前項の規定により助成金の返還を請求された場合は、町長が定める期限までに助成金を返還するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

区 分	助成金の額	助成上限額
自宅 通学	<p>通学定期券購入の実費から4分の3の助成。 ただし、上限10,000円。</p> <p>複数月の定期券を購入した場合、購入費を合算し、助成額を算出する。</p> <p>ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>1ヶ月あたり 10,000円 (最高年額) 120,000円</p>
自宅外 通学	<p>下宿等に係る家賃支払金額の実費から4分の3の助成。ただし、上限20,000円。</p> <p>複数月の家賃を支払した場合、家賃支払額を合算し、助成額を算出する。</p> <p>ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>1ヶ月あたり 20,000円 (最高年額) 240,000円</p>
特別支援 学校へ 通学	<p>通学定期券購入の実費から4分の3の助成。 ただし、上限10,000円。</p> <p>複数月の定期券を購入した場合、購入費を合算し、助成額を算出する。</p> <p>ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>1ヶ月あたり 10,000円 (最高年額) 120,000円</p>

別表2（第9条関係）

通学定期券有効期間開始日 (下宿等賃貸借契約期間)	申請受付期間	支払時期
10月1日から3月31日まで	1月から2月末まで	3月下旬

備考

申請受付期間を過ぎた場合、次回の申請受付期間に申請することができる。

第1号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

横浜町長 殿

申請者 住 所
生徒氏名
保護者氏名

横浜町高校生通学等助成金交付申請書

横浜町高校生通学等助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

（申請者） 保護者	フリガナ 氏 名		児童生徒 との続柄	父 ・ 母 その他（ ）
	郵便番号 住 所	〒		
	電話番号	連絡先 TEL ※日中でも連絡が取れる電話番号		
児童生徒	フリガナ 氏 名		生年 月日	年 月 日
	郵便番号 住 所	〒		
	通学高校	学校 年 科		

（振込先）

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 本店・支店		
口座種別	普通・当座	口座番号	
（ふりがな）口座名義			

第2号様式(第7条関係)

家賃支払証明書

(保護者が記入)

下宿等 施設名称	
下宿等住所	
下宿等電話番号	
下宿期間	年 月 日 から 年 月 日
家賃支払金額	月額 円

(下宿等の管理者記入)

<p>上記のとおり、家賃金額が支払われ入居していることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>管理者名 ⑩</p>

注1 入居状況確認のため、管理者へ連絡させていただく場合があります。

注2 虚偽の申請、不正又は悪質な手段等により助成金の交付を受けた場合、助成金の返還を請求します。

※家賃を支払いしたことが分かる書類を添付すること

